

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、多度津町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）奥白方畑かん地区）計画を変更することについて平成24年3月1日適当と決定した。

その関係書類を多度津町産業課において平成24年4月9日から同年5月1日まで縦覧に供する。

平成24年4月3日

香川県知事 浜 田 恵 造